



報道関係各位

2024年12月2日
公立大学法人会津大学

NEWS RELEASE

公立大学法人会津大学と株式会社東邦銀行は、 遺言信託業務の提携に関する協定を締結しました。

公立大学法人会津大学は、『遺贈』による寄附の受入れを図るため、株式会社東邦銀行（以下「東邦銀行」といいます。）との間で、「遺言信託業務の提携に関する協定」を本日締結いたしましたのでお知らせします。

【遺贈とは】

・個人が、自身の遺産を相続人以外に渡すことをいいます。

1 遺言信託に関する提携締結日
2024年（令和6年）12月2日

2 提携内容

当法人が運営する会津大学及び会津大学短期大学部の教育・研究を推進するために、当法人への遺贈等を希望する方に対して、東邦銀行が有する遺言信託業務（相談、遺言書の保管、遺言の執行並びに遺産整理）のサービスを提供します。

（主な内容）

- ①当法人は、遺贈等を希望する方を東邦銀行に紹介する。
- ②東邦銀行は、紹介を受けた方に対して遺言信託業務に係る相談に応じる。
- ③東邦銀行は、顧客に対して遺贈寄附先の一つとして会津大学を提示する。

【お問い合わせ先】

公立大学法人会津大学
事務局主幹兼総務予算課副課長 佐藤秀啓
電話：0242-37-2506